



日 鶏 協 回 覧 板

2025 年 5 月 1 日
一般社団法人日本養鶏協会

農林水産省からのお知らせ： 改正物流効率化法及びトラック法について

本年 4 月 1 日から一部施行した改正物流効率化法及びトラック法（※）について、荷主向け地方別説明会が下記の日程で開催されますのでお知らせいたします。

なお、現時点で日程や詳細が確定していないブロックもございますが、確定次第、下記のポータルサイトの「イベント情報」に掲載いたしますので、今後は、こちらから御確認いただけますと幸いです。

○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト：

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/information/>

【開催日程】

- ・北海道：6 月 3 日（火） @札幌
詳細 → https://www.hkd.meti.go.jp/hoksc/20250428_2/index.htm
- ・東北：5 月 2 7 日（火） @仙台
詳細 https://www.tohoku.meti.go.jp/s_service/topics/250423.html
- ・関東：6 月 2 週目で調整中 @オンライン
- ・中部：5 月 2 7 日（火） @名古屋
詳細 → <https://www1.logistics.or.jp/network/la01-1/>
- ・近畿：5 月 2 9 日（木） @オンライン
- ・中国・四国（合同開催）：4 月 2 5 日 @オンライン【開催済み】
- ・九州：5 月 3 0 日（金） @博多
- ・沖縄：6 月 6 日（金） @沖縄

また、下記について御案内させていただきます。

【改正物流効率化法及びトラック法について】

（※）「働き方改革関連法」に基づき、令和 6 年度からトラックドライバーの時間外労働について、労働時間の上限規制が適用されました。他方、人手不足の中で何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという課題に直面しています。こうした状況を踏まえ、令和 6 年に改正物流法が成立し、

・物流効率化法により、荷主企業、物流事業者に対して物流の効率化に向けた取組を努力義務化、

・トラック法により、荷主とトラック事業者の間の運送契約の書面相互交付を義務化、



日 鶏 協 回 覧 板

2025 年 5 月 1 日
一般社団法人日本養鶏協会

するなどの措置がなされました。

国土交通省、経済産業省、農林水産省では、法律の具体的な内容を分かりやすく説明したポータルサイトや、荷主事業者が取り組むべき事項を解説した「判断基準の解説書」を作成し、公開しています。

物流の持続性を確保するため、発荷主も着荷主も、また大企業から中小企業まで、物流効率化に向けた取組・連携を進めていただきたく、是非、下記のポータルサイト等を御参照いただき、御協力をお願いいたします。

○「物流効率化法」理解促進ポータルサイト：<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>

※改正された物流効率化法の概要や、各種資料等が掲載されています。

○荷主判断基準解説書：<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-judgment-criteria-book.pdf>

※各荷主事業者が取り組むべき措置に関し、荷主事業所管大臣が省令で定めた「判断基準」について、その内容を紹介しています。

○物流パターンごとの荷主の考え方について：<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/files/pdf/sippers-mindset-logistics-pattern.pdf>

※各物流パターンごとに法律上の荷主にどの事業者が当てはまるのか図示した資料です。

日鶏協回覧板 発行者：一般社団法人 日本養鶏協会

〒104-0033 東京都中央区新川二丁目 6 番 16 号 馬事畜産会館内(5 階)

TEL：03-3297-5515 FAX：03-3297-5519 発行日：2025 年 5 月 1 日

編集・発行責任者：石井 馨(info@jpa.or.jp)